

■ 垂水市立垂水小学校 「いじめ防止基本方針」

平成26年3月20日制定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日試行「いじめ防止対策推進法より」】

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。

2 いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

3 本校の基本理念

- (1) 公教育の基盤に立ち、憲法・教育基本法・教育に関する諸法規及び県・地区・市の教育行政の重点を踏まえるとともに、学習指導要領の趣旨を生かした教育を推進する。
- (2) 校区の歴史や伝統、児童の実態、教師・保護者の願い等を踏まえて、人間教育の重要性と教育職の責任を自覚し、学校・地域の教育力を結集して、新しい未来を創造する教育を推進する。

4 具体的な取組

(1) いじめの防止 ～いじめを生まない土壌作り～

□ア 人権教育の充実

- ・ 全教育活動を通じた人権教育の推進を本校の人権同和教育計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものはない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。（12月：人権月間・人権教室）
- ・ 自他の良さを大切に、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

□イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ いじめは、絶対に「しない」「許さない」という心や態度を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した教材を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・ 4月と9月の「いじめ問題を考える週間」において、各学年でいじめ防止に関する授業を実施する。
- ・ 11月の「心の教育の日」に全学年道徳の授業を実施する。

□ウ 体験教育の充実

- ・ 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、体得する。
- ・ 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を教育活動に取り入れる。
- ・ 異学年交流、小中連携、保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

□エ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・ 児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- ・ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から児童の実態把握に努める。問題を確認したら、職員の間で共通理解及び保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

□オ 保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 学校・学級だより等による広報活動及び、学級PTAの際の話題により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ 教育相談（ふれあいトーク）や玄関訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(2) いじめの早期発見 ～小さな変化も見逃さない～

□ア 日々の観察

- ・ 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・ 給食時間や休み時間、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、子どもの小さな変化も見逃さないように心がける。
- ・ スクールカウンセラーや養護教諭等、いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

<観察の視点>

- 子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

- 担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- Q U検査（6年：年1回）や学校楽しいーと（全学年：年2回）を実施し、個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。

□イ 日記や連絡帳, 生活ノートの活用

- ・ 日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

□ウ 教育相談(ふれあitーク)の実施

- ・ 教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・ 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・ 定期的な教育相談期間を設けて、児童や保護者を対象とした教育相談を実施する。
→全保護者（児童）との教育相談：4月～8月
希望する保護者との教育相談：10月～11月

□エ いじめ実態調査アンケートの実施

- ・ いじめ問題を考える週間を（4月と9月の2回）実施することでいじめ問題への意識を深める。
- ・ 毎月月末に簡単な様式で無記名のいじめアンケートを実施し、指導や児童理解に生かす。

□オ 学校楽しいーとの実施

- ・ 年間2回（6月・10月）学校楽しいーとを実施し、児童の多面的な実態把握に努め、いじめ問題への項目のチェックを行う。

(3) いじめに対する措置 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する～

□ア 正確な実態把握

- ・ 当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

□イ 指導体制, 方針決定

- ・ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・ 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

□ウ 子どもへの指導・支援

- ・ いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

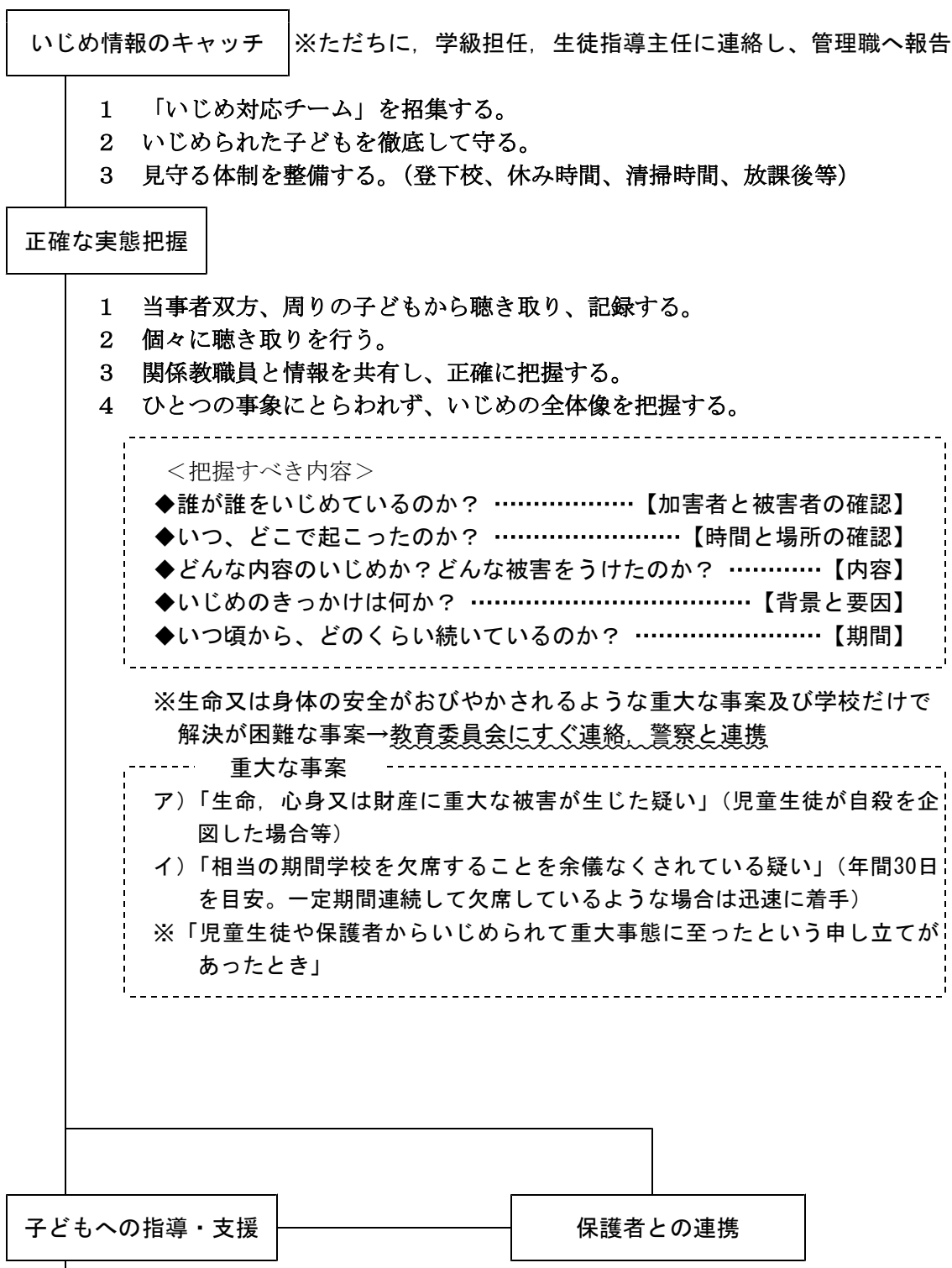
□エ 保護者との連携

- ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

ロオ いじめ発生後の対応→いじめ解消の定義は3ヶ月となっているため、見守りが必要

- ・ 継続的に指導・支援を行う。
- ・ 学校カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

5 いじめ発生時の対応



＜いじめられた子どもへ＞

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。

＜いじめた子どもへ＞

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

＜いじめられた子どもの保護者へ＞

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

＜いじめた子どもの保護者へ＞

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

今後の対応

→ いじめ解消の定義は3ヶ月となっているため、見守りが必要

1 周りの子どもたちに対して指導する。

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

2 継続して指導する。

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。

- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

6 いじめに対する組織

いじめ防止等に対する措置を実効的に行うため、以下の組織を置く。

いじめ防止推進委員会

- | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 校長 | <input type="checkbox"/> 教頭 | | |
| <input type="checkbox"/> 生徒指導主任 | <input type="checkbox"/> 養護教諭 | <input type="checkbox"/> 学年主任 | <input type="checkbox"/> 担任 |
| <input type="checkbox"/> S S W | <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー | | |

7 具体的な年間活動計画

月	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	<input type="checkbox"/> 生徒指導研修会 <input type="checkbox"/> 生徒指導上の共通理解 (毎週金曜日の職員連絡会) <input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会 <input type="checkbox"/> いじめ防止推進委員会	<input type="checkbox"/> いじめ問題を考える週間 ・いじめへの対応の共通理解 ・いじめの実態把握(いじめアンケート) ・学活、道徳の時間にいじめ問題や命の大切さを取り上げた授業の実施 <input type="checkbox"/> 玄関訪問・家庭環境調査による実態把握 <input type="checkbox"/> 学級PTA(保護者への啓発) <input type="checkbox"/> ふれあいトーク (全保護者(児童)対教師, 4月~8月)	
5	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> 学級PTA・PTA総会(保護者への啓発) <input type="checkbox"/> いじめの実態把握(いじめアンケート)	
6	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> 青少年赤十字登録式 <input type="checkbox"/> 児童総会 <input type="checkbox"/> いじめの実態把握(いじめアンケート) <input type="checkbox"/> 学校楽しいーと実施(1回目) <input type="checkbox"/> 人権教室の実施(全児童対象)	
7		<input type="checkbox"/> 学級PTA(保護者への啓発) <input type="checkbox"/> いじめの実態把握(いじめアンケート)	
8			
9	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会 <input type="checkbox"/> いじめ防止推進委員会	<input type="checkbox"/> いじめを考える週間 ・いじめの実態把握(いじめアンケート)	

		<ul style="list-style-type: none"> ・学活、道徳の時間にいじめ問題や命の大切さを取り上げた授業の実施 ・いじめ問題の標語作成 <input type="checkbox"/> 学級PTA（保護者への啓発） <input type="checkbox"/> ふれあいトーク（保護者対教師，9月～12月） <input type="checkbox"/> いじめの実態把握（いじめアンケート）
10	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> いじめの実態把握（いじめアンケート） <input type="checkbox"/> 学校楽しいーと実施（2回目）
11	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> 心の教育の日（道徳の授業の実施） <input type="checkbox"/> いじめの実態把握（いじめアンケート） <input type="checkbox"/> 職員研修（人権教育）の実施
12	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> 人権月間の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教室の実施 ・標語募集 <input type="checkbox"/> 学級PTA（保護者への啓発） <input type="checkbox"/> いじめの実態把握（いじめアンケート）
1	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> 学級PTA（保護者への啓発） <input type="checkbox"/> いじめの実態把握（いじめアンケート）
2	<input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> いじめの実態把握（いじめアンケート）
3	<input type="checkbox"/> 生徒指導研修会 <input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会	<input type="checkbox"/> 学級PTA（保護者への啓発） <input type="checkbox"/> いじめの実態把握（いじめアンケート）

7 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている子

- 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 少年団活動や金管バンド等を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

<いじめている子>

- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう